

# 「ミルク（松江出雲ライダーズクラブ）」会則

## 第1章 会 則

(名 称)

第1条 この会は、ミルク（松江出雲ライダーズクラブ）（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、役員に一任し、設置するものとする。

(組 織)

第3条 本会は、会員（本会の趣旨に賛同し、会費を納入した者）及び役員会の承認を得た二輪車販売店等をもって組織する。

(会員及び会費)

第4条 会員は、年度末までに会費を納入するものとする。会費は役員会で決定し、納入後はいかなる場合も返納しないものとする。

(賛助会員)

第5条 本会は、本会の目的を理解する個人または事業所等を賛助会員とすることが出来る。

## 第2章 目的及び活動

(目 的)

第6条 本会は、二輪車が社会に有用なものであると認められるよう努力するとともに、交通事故防止のための会員自らの安全運転の知識と技術の向上、会員相互の融和・親睦を図ることを目的とする。

(活 動)

第7条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 安全運転の実践活動に関すること
- (2) 安全意識の高揚、運転技術向上のための情報発信及び講習会・研修会の開催に関すること
- (3) 交通安全諸活動への参加に関すること

## 第3章 役 員 等

(役 員)

第8条 本会に、次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名
- (4) 幹事 1名

(顧 問)

第9条 本会に、顧問を置くことが出来る。

- 2 顧問は、松江警察署交通一課長の他、交通に関する専門的知識を有する者及び学歴経験者等のうちから役員会の承認を得て会長が委嘱するものとする。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べる事が出来る。

(役員を選任)

第10条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事及び幹事は会員の互選とする。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が仕事を遂行できない場合にこれを代理する。
- (3) 役員は、総会の決議に基づき、本会の運営の任にあたる。
- (4) 監事は、本会の事務及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

## 第4章 会 議

(種別等)

第13条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は、会長が召集し、その議長となる。

(総 会)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。役員及び一般会員で構成し、毎年1回開催するものとする。

- 3 臨時総会は、会長が必要と認めた時に開催する。

- 4 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の制定及び変更に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) その他、本会の運営に必要と認める重要な事項に関すること。

(役員会)

第15条 役員会は、必要の都度開催する。

- 2 役員会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会の運営に関すること。
- (2) 総会により委任された事項に関すること。
- (3) その他、会長が必要と認める事項に関すること。

(議 決)

第16条 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第5章 会 計

(経 費)

第17条 本会の経費は、会費、助成金その他の収入をもって充てる。

- 2 会計報告は総会で行うものとする。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、1月1日から翌年12月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成3年5月19日から施行する。
- 2 この会則は、平成16年7月4日から施行する。
- 3 この会則は、平成18年6月4日から施行する。(会の名称変更。旧名称：松江八東ライダーズクラブ連合会)
- 4 この会則は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この会則は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 この会則は、平成23年4月1日から施行する。
- 7 年会費(保険)は1,000円とする。
- 8 練習会の会費は1,000円とする。
- 9 練習会費は免許センターでの開催を基本とし、別会場で開催する場合は別途徴収する。
- 10 ~~プロテクター~~の貸し出しはしないものとする。
- 11 練習会の円滑な運営のためにスタッフを設置する。
- 12 ~~イントラリーダー及び、事務リーダー~~にはそれぞれイントラと事務の大事権がある。
- 13 ~~スタッフ及び役員~~の参加費は500円とする。